

委員会運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人相模原法人会（以下「この法人」という。）の委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 この法人の委員会は、別表に掲げるところにより設置する。

2 会長は、必要に応じ理事会の承認を得て、他の委員会を設置することができる。

(事業の分掌)

第3条 委員会は、この法人が定款第4条の事業を行なうに当たり、別表に掲げるところにより業務の分掌をする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名

2 委員長は、常任理事の中から理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

3 副委員長及び委員は、支部及び地区から選任する。

(構成員の任期)

第5条 委員会のうち委員長を除く、副委員長及び委員の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関するこの法人の通常総会の終結のときまでとする。

(構成員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の指示により委員長の職務を代行する。

3 委員は、委員長の指示により、委員会の事業執行の任に当たる。

第2章 委員会の招集

(招集の手続)

第7条 委員会は、次の事項を定め、委員長が招集する。

- (1) 委員会の日時及び場所

- (2) 委員会の目的である事項
- (3) その他必要な事項

第3章 委員会の議事

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、構成員の中から委員会において選任する。

(定足数)

第9条 委員会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会に出席できない構成員は、委任状を提出することができる。この場合委任した構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、書面をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第11条 議長は、欠席した委員に対して、書面又は電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 委員会において決議した事項は、理事会に報告しなければならない。

第4章 事業計画及び収支予算

(事業計画及び収支予算)

第12条 委員会は、第3条の分掌された事業の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前月の理事会までに、委員長が作成し、当該理事会の承認を受けなければならない。

第5章 事業報告及び収支決算

(事業報告及び収支決算)

第13条 委員会は、第3条の分掌された事業の事業報告書、収支決算書については、毎事業年度終了後の直近の理事会までに、委員長が作成し、当該理事会の承認を受けなければならない。

第6章 雑則

(定めのない事項)

第14条 この規則に定めのない事項については、委員会の決議を経て施行するものとする。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成24年12月 6日 別表 委員会と分掌 改正

平成27年 3月11日 別表 委員会と分掌 改正

別表 委員会と分掌

総務委員会

- 総務的事項に関すること
- 法人会組織に関すること
- 法人会事務局に関すること
- 他の委員会の所掌に属さない事項
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

財務委員会

- 予算及び決算の審査
- 助成金の申請及び報告
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

税制委員会

- 税制・財政関係に関わる調査・研究及び提言
- 会社法及び企業財務に関する調査・研究及び提言
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

広報委員会

- 外部及び内部に対する広報活動の企画及び実施
- 広報誌の編集企画及び発行
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

事業研修委員会

- 租税教育等、税に関する活動の企画・実施（他の委員会に属するものを除く）
- 社会貢献活動の企画・実施
- その他公益事業の企画・実施
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

組織委員会

- 会員増強活動の企画・実施
- 組織強化活動の企画・実施
- 会員交流事業推進の企画・実施（他の委員会に属するものを除く）
- その他この法人の目的を達成するために必要な事項

厚生委員会

会員に対する福利厚生事業の企画・実施

会員交流事業推進の企画・実施（他の委員会に属するものを除く）

その他収益事業の企画・実施

その他この法人の目的を達成するために必要な事項

研修委員会

企業経営及び事業関係法令等についての調査研究

事業関係研修会、説明会等の企画・実施

その他この法人の目的を達成するために必要な事項

議事録記載事項

別表

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する構成員があるときは、当該構成員の氏名
- 4 委員会に出席した委員の氏名
- 5 議長の氏名
- 6 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名